

## 議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成27年9月8（火）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	榎本町長、西垣副町長、長戸総務課長、杉本企画財政課長、 坂口議会事務局長	
開 会	10時00分	
記 録 者	議会事務局書記 前田あずさ	
審 査 事 項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	<p>*起立、礼 始める。 今定例会は決算審査もあり、長丁場だ。慎重審議よろしく お願いしたい。 町長からごあいさつ願いたい。</p>
あいさつ	榎本町長	<p>秋になった。雨も続いている。 町内も収穫の時期に入っており、台風等の被害がないよう に思っている。漁業も漁が芳しくないと聞いている。好転 を祈りたい。 9月は決算審査の議会だ。真剣に取り組み、しっかり説明 したい。よろしく願います。</p>
	芝岡委員長	議長からごあいさつ願いたい。
	船木議長	慎重審議よろしくお願いしたい。
審査事項 1)①②	芝岡委員長	<p>審査に入る。 審査事項 1)①9月定例会の会期日程等の議会運営に関する 事項、②会議録署名議員の指名について、局長より説明願 いたい。</p>
	坂口局長	<p>*日程表により説明 諸般の報告にあがっている平成26年度決算に基づく健全 化判断比率、平成26年度決算に基づく資金不足比率につい ては決算審査特別委員会の中で説明を受けたい。 よろしく願いたい。</p>
③	芝岡委員長	審査事項 1)③一般質問について、説明願いたい。
	坂口局長	<p>5時までに5人の通告があった。 *資料 P2～説明 ○杉村宏議員 4件 5項目 ○田中克美議員 3件 13項目 ○芝岡みどり議員 2件 5項目 ○寺垣智章議員 1件 3項目 ○日出嶋香代子議員 1件 2項目</p>

		以上だ。
	芝岡委員長	内容について、意見等伺う。
	柳副議長	P5、田中克美議員の3②、地方公務員法36条の中身は何か。
	坂口局長	政治的制限の規定がされている。 *説明
	長戸総務課長	②と③は、同じような質問だと思う。
	柳副議長	<p>①について町長に伺うのはよいが、心配するのは各々考え方がある中で、これは丁寧なお断りの文句だ。追求しまわって何が質問かわからない。</p> <p>田中克美議員は自衛隊の問題について、自衛隊入隊の事務をしていると言っていて、役場の職員が憲法違反をしていると言っている。自衛隊は憲法違反だと言っている。</p> <p>こんな質問は、職員が可愛そうだ。人権問題だと思う。職員は怯む。</p> <p>職務規定のことを言うなら、仕事に赤旗新聞代等の集金に来るなということだ。自分も職務規定を無視している。</p> <p>反対者はやっつけてやるということだ。私としてはそういう思いがある。</p> <p>このような質問は、大失態があつての建設的なものならよいが、自分の意に反する者にはやり返すというものだ。</p> <p>マイナンバー制度についても、「・・・実施延期、実施中止すべきではないか」という立場から・・・」という書き方でグレーにしていると思う。</p> <p>産業福祉常任委員会の中でも何も言われていない。</p> <p>制度について理解が進んでいないこともある。議会もいろいろ意見を言った上で、全員協議会で了としたと思っている。</p> <p>常任委員長が「この程度で収める」と言えば、委員は了としたと考える。常任委員会ですとされたものとして、全員協議会で協議されたものだ。議会も「しっかりやってくれ」ということは言った。</p> <p>3の質問について取り下げとは言わないが、職員が傷つかないようにしてほしい。擁護するわけではないが、一般的に接してほしい。職員は委縮する。</p> <p>杉村議員の質問で、2①「中学生以上全町民アンケートなどは行われなかったが」とあるが、範囲はどうだったか。</p>
	杉本企画財政課長	手厚く抽出して、地区別、男女別、年齢別に行った。
	長戸総務課長	中学生については全員に行った。
	柳副議長	中学生アンケートの中身はどうか。
	杉本企画財政課長	全員にしてもらい、大人向けの質問ではわかりにくいので、中学生にわかる内容とした。
	柳副議長	中学生はしたということですね。
	杉本企画財政課長	はい。
	柳副議長	4も難しいと思う。

		町長もしたい気持ちはあると思う。 漁場に住所を構えているが、半分は「そうだ」と言わなければならないが、町のことを考えたら難しい質問だ。 *制度について、柳副議長と榎本町長やりとり
	榎本町長	これまでにない取り組みをしてきたということを強調したい。 他にも魚価や後継者、漁場の問題等さまざまにある。各船が更新に向けての努力をする話だと思う。
	柳副議長	財政のバランスを考えなければならないので、町長がどのような答弁をするのかと思う。 心配するのは、質問者が良い者、答弁者が悪い者という図になると思う。その狙いがひしひしと見える。
	船木議長	質問の内容について、これは私企業だ。個人に直接支援せよということだ。町民が納得するのか。私企業にということが公平かどうかということがある。 直接的に個人の助成にせず、知恵の出しどころがないかと思う。漁民の中でも公平になるように考えていかなければならない。
	芝岡委員長	他に。
	柳副議長	日出嶋議員の質問だが、医師住宅が空き家になっての年数はどうか。
	榎本町長	浦富は数年と思うが、岩井は20年くらいになるのではないかと思う。 病院事業管理者がきちんと答弁すると思う。
	船木議長	杉村議員の2①、「・・・着実に実施することとしたい。」とは行政の立場だと思うが、どうか。
	坂口局長	9月4日付で策定された。町として策定されたので、着実に実施してほしい気持ちだということだ。
	船木議長	それが伝わらない。
	芝岡委員長	よろしいか。
	船木議長	寺垣議員、「・・・瑞風の運行開始により、・・・」とあるが、瑞風が全部責任を負っているように感じる。「開始など」としてはどうか。
	坂口局長	どうされるかは寺垣議員本人が決めることだ。ここで決めることではない。
	柳副議長	このままでよいと思う。 今やっている実態があり、道の駅も開業し、瑞風も停車することで、このペースに乗ってということだ。よいと思う。 質問者の気持ちとしては、これまでプラスこの2つということだ。
	芝岡委員長	このままでされるか。
	寺垣委員	このままでいく。
	芝岡委員長	執行部はよろしいか。 杉村議員の3①、「慢性的な看護師、保育士の人材不足・・・」

		とあるが、「慢性的な」が前に出ているのが気になる。これでよいか。
	柳副議長	「慢性的」は実態なのか。悪い取り方をするが、「一番肝心なところに穴が空いている」というように思われる。
	榎本町長	役場の職員でありもってわからないかと思うが、短時間でローテーションを組んでやれるなら、どこもやっていると思う。保育士についても全部正規の職員でやると、財政がもたない。
	柳副議長	いかにも現町政の不手際と思われる。
	榎本町長	「対応していないのか」という取り方を町民にされると思う。
	柳副議長	できることとできないことがあると思う。知っていてやるのだから、ずるさが見える。
	芝岡委員長	執行部、何かないか。
	長戸総務課長	よい。言うとも長くなる。
	芝岡委員長	一般質問については終わる。
④		審査事項 1)④議案審議について、説明願いたい。
	坂口局長	町長提出議案 9 件、決算認定議案 11 件と伺っている。以上だ。
	長戸総務課長	議案第 58 号～第 61 号について、概要を説明させていただく。それ以降については、企画財政課長が説明する。 * 議案第 58 号～第 61 号について概要説明 申し訳ない。 損害賠償の関係だが、昨日新たな事故があった。停車中の車に公用車がぶつかった。車内に人はいなかった。 改めて綱紀肅正に努めたい。議案も提出させていただきたい。大変申し訳ない。よろしく願いたい。
	杉本企画財政課長	* 議案第 62 号～第 66 号について、別紙「平成 27 年度 9 月補正予算概要」により説明 決算認定議案も出させていただくので、よろしく願いたい。
	芝岡委員長	質疑等同う。
	柳副議長	ごみ処理清掃事業費 873 万円について、町民も新聞報道等で関心があると思う。 この事業については新可燃物処理施設を建設するためのものだと思うが、町長は議会も全会一致で了だという認識があるか。
	榎本町長	全会一致と思っている。
	柳副議長	反対討論が出た時に、町長は東部広域の副管理者、議長も出ておられる中で、どう受け止められるのかと思う。 議決行為があった後でも、住民運動をされるような活動をされる。残念だ。 岩美町も恩恵を受けている。彼は反対して、しかもその意に反する者は書かれる。

		私見だが、議会は全会一致で堅実に取り組んでいると思う。
	榎本町長	<p>討論があつたり、議決後に議会だよりの私版で「自分は圧力をかけられた」というような書き方をされるということですね。</p> <p>私もお答えの仕様がなない。</p>
	柳副議長	<p>改めて議会のルールとして、見直しをされるべきだ。</p> <p>自分が一人正しいという認識をされている。一度、議会運営委員会で協議していただきたい。</p>
	芝岡委員長	この件はよろしいか。
	坂口局長	<p>今回損害賠償についての議案が出ている。</p> <p>総務教育常任委員会でも「相手があるので、早く処理したい」ということがあった。ある程度軽微なものは、地方自治法で委任できるということもある。すべてということではないが、軽微なものについては検討すべきでないかというお願い的なことがあった。</p> <p>議会が発議する内容なので、議会運営委員会で今後検討しなければならないのではないかと考えている。</p> <p>今はすべて議案として、軽微なものも議決後に処理されている状況だ。</p> <p>他市町村の状況についても執行部に提供いただきながら、今後そういったことについて、地方自治法第 180 条に規定される専決事項にあたるかどうか、議会運営委員会で検討していただきたい。よろしくお願ひしたい。</p>
	長戸総務課長	<p>岩美町、若桜町、北栄町、日吉津村、日野町の 5 町村は持っていない。鳥取県と智頭町が 500 万円までの規模は専決している。</p> <p>多くは 50 万円、市は 100 万円というところが多い。</p> <p>近隣では、智頭町 500 万円、八頭町 100 万円、三朝町、湯梨浜町、琴浦町が 50 万円、大山町 100 万円、南部町 30 万円、伯耆町、日南町、江府町、倉吉市は 50 万円、鳥取市、米子市、境港市は 100 万円だ。</p> <p>議会の方から首長側に「ここまでだったら首長の権限で専決してもよい」という条例となっている。</p>
	柳副議長	<p>事故は相手があるので早く手続きしてあげるべきだが、逆に大きな金額ほど早く処理してあげなければいけないし、町長の意見も踏まえてしなければならないと思う。どこで線を引くのか。町長の意見も聞かないと、議員発議などできない。</p>
	坂口局長	<p>当然議会だけでは難しいと思うが、体外的なこともある。内容的に道義的な問題も発生することもある。それも含めて執行部にも入っていただき、より岩美町に合ったことを考えていきたい。よろしくお願ひしたい。</p>
	柳副議長	<p>何回も言うが、結論的に処理しないといけないことでしょう。処理しなければならない結論がある以上、いくらであろうと専決でやってもらわないといけない。</p>

	船木議長	<p>今保険で全部賄えるような時代に、なぜ議会議決をしなければならないかということだ。</p> <p>金額の大小もあると思うが、額が確定しないとここに出てこない。相手と話し合っって何ヶ月もかかることもあると思う。整って示談が成立して、例えば、こちらが加害者で、重過失や故意のものだったら、なかなか専決ではいかないような気がするが、過失程度は専決でやってもらってもよいのではないかと思う。いろいろなケースがあるので、額でということではないという思いはある。</p>
	柳副議長	<p>執行部の配慮もあると思う。</p> <p>議会も、「専決処分は議会軽視だ」と言ってきた歴史もある。町長も副町長も議会への配慮で、定例会を待って上程すべきだという歴史だと思う。</p> <p>ただ、議会も社会情勢の変化で即答できる体制は認めないといけない。特に事故等の処理は必ず発生するし、それがなくなることもない。</p> <p>専決をどう考えるかという中で、町長も議会に対する手一杯の配慮だと思う。</p> <p>新議長にもなられて、今の時代に合致したルールをもう一度考えるべきだ。金額だけでなく、いろいろな要素をまとめて、これならばということを考えればよいが、私はできれば金額は撤廃して専決するのがよいと思う。その代わり事故の検証も含めて対策や対応等きちんと決着を付けるべきだ。</p> <p>ぜひ議会運営委員会の場に執行部も来ていただき、いろいろな角度から検証すべきだと思う。</p>
	長戸総務課長	<p>参考だが、現在町長において専決できる事項をいただいているものがある。代替バスについて、保険金の限度を超えないものについては専決してもよいということはいいただいている。</p>
	柳副議長	<p>あえて言うが、議会の威厳、権威ということではなく、町長からは「3.6.9.12月の議会まで待たないけんか」ということがある。</p> <p>自分たちも検証して、実態に合った政策を取るべきだ。執行部はかなり配慮してくれていると思う。</p>
	船木議長	<p>他の人の意見も聞いてほしい。</p>
	芝岡委員長	<p>皆さん、いかがか。</p>
	澤委員	<p>保険で賄える範囲ならよいと思う。</p>
	寺垣委員	<p>「役場の車にぶつかったらあとがかなわん」ということにならないようにしないといけない。</p>
	芝岡委員長	<p>ではこの件については、執行部にも出ていただいて、議会運営委員会で協議することとしたい。</p>
	船木議長	<p>投資的経費とは何か。</p>
	杉本企画財政課長	<p>*説明</p>
	西垣副町長	<p>*説明</p>

		統計上の取扱いということでご理解いただきたい。
	芝岡委員長	他によいか。
	皆	よい。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 11時16分 休憩 再開する。 11時24分 再開
⑤		審査事項 1)⑤請願・陳情・要望等の審査について、説明願いたい。
	坂口局長	総務教育常任委員会のみとなっている。継続2件、新規2件だ。 文書扱いが2件、田中清一氏からだ。1年ルールを適用させていただいている。 *資料 P12～説明
	芝岡委員長	何かあれば伺う。
	柳副議長	継続の郵便局の陳情はどうなっているのか。やってあげたいけど、ちょっと待てという話か。
	西垣副町長	対応する方向で調整している。
	杉本企画財政課長	会計管理者と岩美郵便局長が協議し、前向きに検討している。最終的にどういう型式にするか、因幡圏域以外の分について周知（督促）の仕方を詰めている。内部協議は進んでいる。
	榎本町長	新年度から区切ってやるために、少し延ばしてもらったと思っている。
	柳副議長	今までの町の方向を曲げるということか。
	杉本企画財政課長	*経過説明 町の方向を曲げるというものではない。
	柳副議長	郵便局が金融機関という部分について、拡大されるというような心配もしていたが、どうか。
	西垣副町長	銀行は納付書を持って行き、期間が過ぎた場合に督促手数料を納めていただくことが現実で、郵便局はその行為を行っていないので、取り扱いをしていなかった。督促部分について郵便局で受け取っていただくように了解が得られた。 近隣市町村は郵便局で取り扱えるようにしている中で、町民に便宜を図る観点から事務を進める方向になってきた。
	柳副議長	心配したのは、議員が役場に支障を来すことも採択しかねないことがあるということだ。しっかり担保をとってされた方がよい。
	芝岡委員長	他に。
	皆	なし。
⑥	芝岡委員長	審査事項 1)⑥会期及び日程(案)について、説明願いたい。
	坂口局長	*日程表により説明 25日には例月出納検査があるので、ご配慮いただきたい。
	芝岡委員長	日程についていかがか。

	皆	よい。
	坂口局長	決算審査特別委員会について、議長と監査委員を除く 10 名で構成することをこの場で諮っていただきたい。
	芝岡委員長	皆さん、いかがか。
	皆	よい。
	坂口局長	*決算審査特別委員会の審査の流れ等について P60～説明
	芝岡委員長	よろしいか。
	船木議長	総務教育分科会は、監査委員と議長が抜ける。元々監査委員と議長は決算審査特別委員に選任されないなので、分科会も入らないのですね。
	坂口局長	議長は権限でどこにも入れる。 監査委員については、当議会は従前から入っていただいている。議会によっては入っているところもある。そこそこの考え方だ。
⑦	芝岡委員長	審査事項 1)⑦その他の議会の運営に関する事項について、説明願いたい。
	坂口局長	*日程表により説明 会議規則等の一部改正について、9月2日の全員協議会でもご協議いただいた。議会運営委員会において提案していただきたい。 行政事務調査については、18日に発議していただく。所管事務調査の発議については最終日だ。よろしく願いたい。
	柳副議長	傍聴規則の改正について、子ども（乳幼児）も連れて入ってよいということが他で言われている。改正するなら一緒にした方がよいと思うが、いかがか。
	坂口局長	その辺については、また協議を重ねたい。 議長の許可を得ればこの限りでないということもあるので、また協議したい。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
その他	芝岡委員長	その他。
	坂口局長	(1)国旗の掲揚について、よく調べるようにという宿題をいただいていたが、記載事項として残っているものもなく、先輩からも議論したことはないということだった。
	芝岡委員長	県内他自治体の状況も調べた上でまた協議したいと思うが、よろしいか。
	皆	よい。
	坂口局長	(2)全国町村議会議員互助会についてだが、全国の町村議会がみな入っているわけではない。今まで議長会に協力しようということで加入しているものだ。県内の町村も当然入っているものだと思っていたら、岩美町だけだった。任意のものだが、議会単位でないと加入できない。来年度以降の方向性を議会運営委員会で協議していただきたい。
	柳副議長	入っていた方がよいと思う。保険は掛けていた方がよい。



	芝岡委員長	いかがか。
	柳副議長	議長に一任したい。
	船木議長	一任ではなく、全員協議会にかけていただきたい。
	芝岡委員長	では、全員協議会で諮るということにしたい。
	坂口局長	* (3) 議会放送について説明
	芝岡委員長	執行部から何かないか。
	長戸総務課長	<p>8月21日に第4回の報酬審議会が開かれた。次は答申を出す段階だ。</p> <p>* 口頭説明  答申書はまだいただいているが、議員報酬は据え置きという結果をいただいた。ボーナスについては現在2.75月だが、国は昨年的人事院勧告で3.10月となっており、ボーナスについてはそちらを使いなさいということだ。本年度の人事院勧告で職員が0.1月増えることになっているが、まだ取扱いが決まっていない。特別職のボーナス分についてまた新たな法律改正があれば、3.20月になると想定している。</p> <p>* 特別職（町長、副町長、教育長、病院事業管理者）の取扱いについても説明  今後どういう手続きをするかは、答申をいただいた中で議会と執行部の足並みを揃えないといけない。</p> <p>職員分の給与改定について、例年11月の最後の頃に臨時会をお願いしているので、また条例改正等をお願いしたいと思っている。同様に議員分、特別職分もさせていただきたいという気持ちを持っている。</p>
	芝岡委員長	他になければこれで終わりたい。
	皆	なし。
閉会	芝岡委員長	<p>以上で終わる。</p> <p>* 起立、礼  12時05分 閉会</p>

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

平成 年 月 日

議会運営委員長

芝岡 みどり